

# 令和7年度 第2回南大隅町議会定例会 1月第2会議 会議録(第1号)

招集年月日 令和 7年 4月28日  
 招集の場所 南大隅町議会議事堂  
 開 会 令和 7年 4月28日

開 議 令和 8年 1月30日 午前10時00分

応召議員 全 員  
 不応召議員 な し

## 出席議員

1番 肥後玄十議員	6番 森田重義議員	10番 松元勇治議員
2番 平瀬十助議員	7番 水谷俊一議員	11番 大坪満寿子議員
3番 上之園健三議員	8番 津崎淳子議員	12番 浪瀬敦郎議員
5番 後藤道子議員	9番 田中明郎議員	13番 木佐貫徳和議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：(8番)津崎 淳子 議員 (9番)田中 明郎 議員  
 職務の為の出席者：(議会事務局長)黒木 秀 局長 (書記)平瀬戸 ゆかり 書記  
 (書記)木佐貫 里子 書記

## 地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑 博 町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	浪瀬 哲也 課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	古殿裕一郎課長	税 務 課 長	戸島和則課長
支 所 長	馬場修一支所長	町民保健課長	百枝千尋課長
会 計 管 理 者	佐藤ひとみ課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	総務課主幹	原 琢 磨 主 幹
建 設 課 長	下大川司課長	総務課財政係長	若松勝男係長
デジタル推進課長	柴田智明課長		

議 事 日 程： 別紙のとおり  
 会議に付した事件： 議事日程のとおり  
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 8年 1月30日 午前10時55分

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 審議期間の決定  
日程第 3 報告第 13号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）  
の専決処分について  
日程第 4 議案第 50号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定に  
ついて議決を求める件  
日程第 5 議案第 51号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定につ  
いて議決を求める件  
日程第 6 議案第 52号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指  
定について議決を求める件
- 追加日程第 1 事件撤回請求 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）  
撤回の件について
- ~~日程第 7 議案第 53号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）  
について~~

## ▼ 開 議

### 議長（木佐貫徳和議長）

ただいまから、令和7年度第2回南大隅町議会定例会1月第2会議を開きます。  
議事日程表により本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

## ▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

### 議長（木佐貫徳和議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、津崎淳子議員及び田中  
明郎議員を指名します。

## ▼ 日程第2 審議期間の決定の件

### 議長（木佐貫徳和議長）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。  
1月第2会議の審議期間は、本日のみ1日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

### 議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。  
したがって、1月第2会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

## ▼ 日程第3 報告第13号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の 専決処分について

### 議長（木佐貫徳和議員）

日程第3、報告第13号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の専  
決処分についてを議題とします。  
提出者の報告を求めます。

[ 町長 石畑 博 町長 登壇 ]

### 町長（石畑博町長）

おはようございます。  
よろしくお願い申し上げます。

報告第 13 号は、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分についてであります。

本件は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の執行について、緊急を要したため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、去る 1 月 16 日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 千 2 百 77 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 87 億 8 千 2 百 99 万 2 千円とするものであります。

今回の補正予算は、歳出予算では、報酬、職員手当等の選挙執行に関する経費を計上し、歳入予算では、県支出金を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

#### 議長（木佐貫徳和議長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

#### 議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

#### ▼ 日程第 4 議案第 50 号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件

#### 議長（木佐貫徳和議員）

日程第 4、議案第 50 号、南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 石畑 博 町長 登壇 ]

#### 町長（石畑博町長）

議案第 50 号は、南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件でございます。

施設の名称は、

南大隅町高齢者支援センター

指定管理となる団体は、

鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 1315 番地 1

公益社団法人南大隅町シルバー人材センター、副理事長、内菌義一氏でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（木佐貫徳和議長）**

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第 50 号、南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

異議なしと認めます。  
したがって、議案第 50 号、南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第 5 議案第 51 号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件**

**議長（木佐貫徳和議員）**

日程第 5、議案第 51 号、南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 石畑 博 町長 登壇 ]

**町長（石畑博町長）**

議案第 51 号は、南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を

求める件でございます。

施設の名称は、南大隅町老人福祉センター

指定管理者となる団体は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南 3256 番地 3  
社会福祉法人南大隅町社会福祉協議会、副会長、南園洋生氏でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（木佐貫徳和議長）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号、南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第 6 議案第 52 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件**

**議長（木佐貫徳和議員）**

日程第 6、議案第 52 号、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定

について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 石畑 博 町長 登壇 ]

#### 町長（石畑博町長）

議案第 52 号は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件でございます。

施設の名称は、南大隅町佐多岬ふれあいセンター

指定管理者となる団体は、共同事業体名、セイリン株式会社・JIC 合同会社共同事業体

代表者となる団体は、東京都江戸川区中央 4-5-4 ラフィーネ・S202

セイリン株式会社、代表取締役、近藤誠氏でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

#### 議長（木佐貫徳和議長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

#### 3 番（上之園健三議員）

先ほどの全協に続いての質問でございますが、頂きました資料を中を拝見させていただきましても、報告書の所見の中に、業績及び財務体制については一切の公開がされていないということで、今後の取引については留意されたいという報告が来ておりますけれども、執行部におかれましては何をもって信頼性を確保されるのかお伺いいたします。

#### 町長（石畑博町長）

詳細の中身については、総合的な判断をした結果でございます。

#### 3 番（上之園健三議員）

私も、ふれあいセンターの再開についての施策、あるいは考え方、方向性については同意をいたしますけれども、今回委託先でありますこの業者につきまして、見る限りの中では、今、町長が総合的に判断をしたと申しますけれども、私今、全ページ見させて頂きましたけれども、どの項にも取引には留意されたい、一切公開されていないということが掲載報告が上がってきてるんですけども、これを見て総合的に判断されたと思うんですけども、具体的にで構いません、どこをどういうふうに判断されたのかをお示しください。

#### 町長（石畑博町長）

ホテルにつきましては、前回の指定管理者が経営解除を申し出られましてから、ここもう 3 年、4 年ですね、その期間中におきまして、ずっと通電もしてまして、

指定管理者の募集という形でしてまいりました。

色んなことを考えた時に、このまま手を挙げて下さる方がいらっしゃるかどうかという部分もありますし、そしてまた、佐多地区の地域の振興、発展、そしてまた、全体の南大隅町の発展、そういった事を考えた時に、人が訪れることが一番の活性化に繋がると、交流人口を増やしたりとか、そういったことを考えた時に、今現在のホテル、このまま閉館のままはいけないという判断でありますし、また、前回 11 月にも議会のほうにも当該事業体が説明に来られました。

そののち指定管理の色んな審査の中で色んな提言もされた中での今申し上げましたことを含めて全てを判断しての、指定管理料の検討についても 5 年間は不要ということでございますので、そういった判断ということでございます。

### 3 番（上之園健三議員）

今、私の質問に具体的な答弁はなかったと思いますが、町長、その経費につきまは私も十分理解いたします。必要性も分かりますし、整備の方向性も分かります。

ただ、私、今質問しております委託先となります相手さんの状況というものを踏まえた時に、どういう方向性だったのかということをお聞きしたかったんですけども、その答弁がなかったので、答弁は 3 回しかございませんのでこれで終わりますけれども、要はどういう形がいいのかというところを考えた時に、この相手先さんが良いのか悪いのかというところを判断しなければならないと私は考えておりますけれども、そういう部分で、ここだというのを判断された最終的な決断というものをお聞きしたいところでありますが、ございますか。

### 町長（石畑博町長）

今、申し上げました中身が、全てを総合的な判断をした結果ということでございます。

### 議長（木佐貫徳和議長）

他に質疑はありませんか。

### 1 2 番（浪瀬敦郎議員）

指定管理料ゼロ、これに魅力を感じられたのか、これ指定管理料、課長、途中で変更になる可能性もあるんですか。できるんですか。お答えください。

### 町長（石畑博町長）

ご質問につきましては、担当課長に答弁させます。

### 企画観光課長（中之浦伸一課長）

指定管理料については、今、副議長がおっしゃったようにゼロ円ということで、ここまで話を先方としているところでございます。

その間で変更ができるかというご質問だと思います。変更についてはできないということはないと思います。

ただ、当然それにつきましても、議会の承認を得なければ変更はできないものと理解してございます。

## 1 2 番（浪瀬敦郎議員）

なかなか難しい問題だと思いますそうなるそうですね。

だから、先ほど全協でも申しましたとおり、今までも改修といって相当な額の税金が投入されております。

ですから、一切思い切って、償還が終わった場合に、建物を撤去して、やるのであれば新しく建てて指定管理の方に頑張ってもらい、そのほうが私は利口だと個人的には思います。そこらはどう考えますか。

## 町長（石畑博町長）

今のこの提案に対して若干ニュアンスが違うもんですから、今、現段階で建て替えをして新たに云々という部分ではこれは今後の展開になりますので、今のところ具体的なお答えはちょっと控えさせていただきたいと思います。

## 1 2 番（浪瀬敦郎議員）

設計委託を今からするんですが、これは逆だと思うんですね。設計委託料を先にさせていただいて、そして指定管理者の方と、指定管理者のほうも要望が出てくると思うんですよ。

町のほうで改修した場合に、いや、ここも、ここもだったと、というのがエレベーターですよ。職員の中ではエレベーターは使えませんという話もあるし、いや、大丈夫という話、これは一体どこが本心なのか。

そしてまた、町長部局から依頼が来てるものだから跳ね除けることはできないと、一職員としてはできませんと。

私は言いましたよ。職員であろうが町長であろうが平等だと、意見は意見で言えということをお申しました。厳しく言いました。

どうか行政が上手くいくように、町民の税金ですから、皆の税金ですからそれを使っての運営ですので、あまりの莫大なお金を使わないように、使うのであれば有効に。

さたでい号も廃棄しましたがね。あれも復活するべきじゃないですか、そうなら。観光の誘客のためには。どうでしょう。

## 議長（木佐貫徳和議長）

ただいまの質問は、この指定管理とは懸け離れていますので、よろしくお願ひします。

（「・・・」との浪瀬議員より声あり）

さたでい号の問題については

## 1 2 番（浪瀬敦郎議員）

だから、地域にそういう施設を作らんと誘客もできないんですよ、はっきり言って。官公庁はそんなもんですよ。何かがないと修学旅行も行かないし、そういう目線で持っていないと、段々と難しくなっていくと。先を見て考えて言ってるんです。

### 町長（石畑博町長）

今、ご質問のさたでい号については、前回全協で説明しましたとおり、船の耐用年数等もありまして、そしてまた、今後については、これまでの事業者さんの有資格等々の調整から、今後調整するという事になっておりますので、そういった意味でご理解頂きたいと思っております。

### 議長（木佐貫徳和議長）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

ありませんので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（平瀬議員・田中議員 より挙手あり）

### 議長（木佐貫徳和議長）

まず、反対者の発言を許します。

反対者の挙手をお願いします。

（平瀬議員・田中議員 より挙手あり）

（「普通、賛成者の討論からして、そして反対討論と言うべき討論が筋じゃないですか。」との田中議員からの声あり）

（「違います。反対者からです。」との黒木局長からの声あり）

### 議長（木佐貫徳和議長）

反対者からということになっておりますので、反対者の発言を許可します。

[ 2番 平瀬 十助 議員 登壇 ]

### 2番（平瀬十助議員）

私は、議案第52号、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理の指定について議決を求める件に反対の立場から討論を行います。

町長は令和7年9月17日の全協の中で、町民世論、議会の皆さん方の意向が優先とおっしゃった中で、世論の集約、議員各位の意見を聞くことなく今回議案として出してられました。

今後、莫大な資金が発生する事業に対して、十分な調査と説明、議論をすることなく議案として出されました。

これは、この事業の責任を、町長部局でもなく議会に投げかけた責任逃れの議案にすぎません。

まずは町民世論について、私は、令和6年6月また7年9月の全協以降、私の

範囲内で町民に説明してまいりました。

最近になり根占地区の住民も興味を示すところとなり、厳しい意見、要望ばかりが寄せられています。

反対の署名運動をすればよいのに、役場の大会議室で町長に説明してほしい、まずはこういう問題は議員が結束して反対すべきではないのか、5千ぐらいの小さな町にホテルが2つもいるのか、それよりもネッピーをもっと充実させたほうが良いんじゃないの、その他多数の意見を聞いてまいりました。

一部の地域と一部の人々に付度することなく、町全体の未来を考え、創造し、丁寧に説明することを怠ってやしませんか。

また、令和6年6月の全協におきましては、運営体制や建物の老朽化調査、土地建物に関する活用調査を莫大なお金をかけて専門家に委託診断をしております。

建物については建築後26年を経過している為、建築設備の更新を迎えており改修工事が必要、改築費用は約4億7千6百万、事業手法としては、高い順に、民間譲渡、PFI、民営化とし、今後は町としての方針を、今後協議する必要がある、これが当時の行政判断であります。

さらに町長は、今後どうするかというのは執行部が決めるんじゃないくて、町民世論、色んなのがありますので、全員が一体となって大きな決断になると思いますので、そこは慎重な取り組みをしていきたいという今後の流れとして位置づけております、と発言されました。

そして、選挙をはさみ令和7年9月の全協におきましても、町長はやっぱりわだかまりがあるまま住みたくありません、と発言しておきながら、再開に向けて委託業者に補助金まで付けようとしてらっしゃった。

また、今後の修繕費用についても、大きな修理についてはそこまで協議していない、と町長はおっしゃった。

こういう疑義だらけの案件を議案として出してこられる。

私は、町長が何かに誰かに付度しているようにしか思えません。

観光行政、難しいですよ。だけど、そのビジョンに自ら取り組む姿勢が執行部には欠けていると私は思います。

議員、町民の皆さん、この町は日々の暮らしが精一杯という人々が多く、年金が主産業と言える町の今と未来において、今回のこの議案は様々な面から判断してリスクが高すぎると私は思います。

以上です。

## 議長（木佐貫徳和議長）

次に、本件に賛成者の発言を許します。

[ 9番 田中 明郎 議員 登壇 ]

### 9番（田中明郎議員）

皆さん、お疲れさまです。

私は、佐多岬ふれあいセンター指定管理の委託について賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第52号、佐多岬ふれあいセンターの指定管理の指定について議決を求める件について、賛成の立場で討論をいたします。

当初、開設された佐多岬国民宿舎は、大勢の観光客で賑わい、客室は満室、大広間も宿泊客で賑わった話を聞かされました。

当時、私も佐多町の職員時代、佐多岬国民宿舎に勤務を命じられて、夏休みの初めから年末の年始まで期間は短い間ではありましたが、お客様の受付、館内の清掃、説明など貴重な経験もいたしました。

現在、佐多岬ふれあいセンターは閉館されて、皆さんもご存知のとおり、十数年経過し、施設も年々老朽化しております。

私は昨年行われました南大隅町議会議員選挙に立候補し、集まっていたきました地域の皆さんに、大泊のこの地にある佐多岬ふれあいセンターを閉館しています。

私はこの佐多岬ふれあいセンターを早期営業再開に向けて取り組んでいきますと皆さんへ訴えてきました。

また、一般質問で、佐多岬ふれあいセンターの早期開発を望む町民の声を町政に届けてまいりました。

大泊校区民会では、佐多岬ふれあいセンターの早期開発に向けて協議され、陳情書を南大隅議会議長、要望書を南大隅町長に提出してきました。

今日は、ふれあいセンターの再開の陳情や要望の行方を案じて、大泊校区民の役員の方も後ろの傍聴席に来ていらっしゃいます。

議員の皆さん、大泊校区の方が佐多岬ふれあいセンターの再開を望む思いが、いかに強いかわかり理解していただいたと思います。

南大隅の観光の発展に、是非佐多岬ふれあいセンターは必要な施設だと町民の声を聞きました。

ところで、私はそれにちなんで町民の方に私なりにアンケートを実施し、そして町民の声を聞きました。

このように、個人の署名を頂いたり、質疑等に答えていただきました。

その内容については、佐多岬ふれあいセンターの早期開始を希望するかしないかという声と、町民の声を直に地域を回って、そして、その方と話をしてまいりました。如何にその声が大きかったことを皆さんにお示しをいたしたいと思えます。

今から町民の声を紹介します。

観光客を増やし、宿泊や飲食できるふれあいセンターが必要である。

もっと早く再開できなかつたのか。

次に、故郷を離れた人からは、佐多に帰っても泊まる場所がない、ご飯を食べるところや皆が集まって宴会すらできないなど、住民に寄せられていると、その方は強い口調で私に投げかけられました。

また農業者で、農業で遅くなった時はふれあいセンターで風呂に入り、夕食を取り、体を休めていたのに。

次に、私は佐多岬ふれあいセンターの早期営業再開を望む声が多数寄せられたことを皆さんに報告をいたしました。

大河ドラマで全国放送され、有名になった雄川の滝、自然豊かで再整備された本土最南端の佐多岬、最古の佐多岬灯台、日本で最初に指定された海中公園など、魅力ある自然、佐多岬から屋久島、種子島などの交流も今後期待できる南大隅町、更に南大隅町の観光発展を望みます。

今回、指定管理を受けようとしている団体は、南大隅町、南大隅議会と全員協

議会の場で、経営協議、議員の皆さんからも質問に答えられて理解が深まったものと思っております。

南大隅町の指定管理の募集の前に、自ら佐多岬ふれあいセンターの運営に当たる計画など強い意志を感じました。

会社を設立して、本社を南大隅に置くなど、従業員の雇用や地元で獲れた新鮮な農畜産品、魚介類などを観光客に提供し、南大隅町の商店街や産業振興に活性化に寄せられることも期待できます。

佐多岬の開発に当たられた当時の岩崎社長さんは、大泊に佐多岬に全国の人が1人1回来てもらえればいいのだという思いで開発されたと地元の長老に聞いたことを思い出します。

佐多岬に世界中からの人が訪れ、佐多岬ふれあいセンターに宿泊された方が、次は家族と訪れたい、と思える佐多岬ふれあいセンターに期待し、皆さま方の賛同をお願いをいたしたいと思えます。

議案第52号、佐多岬ふれあいセンターの指定管理の指定について議決を求める件、早期営業再開を切望し、賛成の討論といたします。

どうもありがとうございました。

#### 議長（木佐貫徳和議長）

他に討論はありませんか。

反対の討論ですか。

（「反対です。」との大坪議員より声あり）

[ 11番 大坪 満寿子 議員 登壇 ]

#### 11番（大坪満寿子議員）

私は、議案第52号、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の選定についての議決を求める件に反対の立場で討論いたします。

佐多岬ふれあいセンターの案件が持ち上がってから多くの住民の方のご意見を聞いてきました。

多くの方が、今の不景気で多額の資金を投じてまでホテルを再開しなくてもよい、経費が掛かる今のホテルよりコンテナホテルのほうがいいのでは、町内には空き家がたくさんあるよね、改修して民泊に力を入れ、田舎料理などでもてなしをしたほうが観光客の方からは喜ばれるのでは、また、大泊地区の方々からはホテル再開よりまず避難所を作ってほしいとの声が多く聞かれました。

これは大事なことだと考えます。

9月にホテル業者の方の説明を受けましたが、ホテルの計画が抽象的すぎて現実味がなく、私は大丈夫かなあとかえって不安になりました。

住民からの多くの反対意見を聞く中、不安が残る案件です。

先ほど東京商工リサーチの所見を拝見いたしました。

それによると、取材拒否により、結果、業績及び財務状況について一切の公開を得られなかったことから、取引きについては留意されたいとの報告が記載されております。

南大隅町をどうにかしないといけないという気持ちは私にも十分あります。

町長の思いも、行政の皆さんの思いも、同じだと考えます。  
町民の声を反映し、小さな町だからこそ町長は話されます。  
住民に十分説明し、住民の意見を聞いてからでも判断して遅くないのではと考えますので、現時点では私は反対いたします。  
以上です。

**議長（木佐貫徳和議長）**

次に、賛成者の討論はありますか。  
他に討論はありますか。  
ありませんので、これで討論を終わります。  
これから、議案第 52 号、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

「異議あり。」 という者あり

異議がありますので、起立によって行います。  
南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件について賛成の方は、起立願います。

起立少数（1名起立）

起立少数

起立者：9番 田中議員

**議長（木佐貫徳和議長）**

起立少数です。  
したがって、議案第 52 号、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件については、否決されました。  
暫時休憩します。

10：38  
～  
10：52

**議長（木佐貫徳和議長）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
本日 1 月 30 日石畑町長から提出された議案第 53 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）について、撤回したいとの申し出があります。

議案第 53 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議員）**

異議なしと認めます。

議案第 53 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

**▼ 追加日程第 1 事件撤回請求 令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）撤回の件について**

**議長（木佐貫徳和議員）**

追加日程第 1、議案第 53 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）について、撤回理由の説明を求めます。

[ 町長 石畑 博 町長 登壇 ]

**町長（石畑博町長）**

本件は、議案第 53 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）の撤回についてであります。

本件は、議案第 52 号で、佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の選定がなされることを見込み、運営体制の確立とあわせて、佐多岬ふれあいセンター施設改修に係る設計予算案を議案第 53 号で提出していたところでございます。

先ほどの議案第 52 号の議決内容を受けて、当該施設の指定管理者が未定の状態で本施設の再稼働に資する施設改修予算案を本会議に計上することは適当でないと判断し、撤回の手続きに至ったものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

**議長（木佐貫徳和議長）**

ただいま議題となっております、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）撤回の件を許可することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

**議長（木佐貫徳和議長）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）撤回の件は、許可することに決定しました。

## ▼ 散 会

### 議長（木佐貫徳和議長）

以上で、全部の日程を終了しました。

以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回南大隅町議会定例会 1 月第 2 会議を散会します。

散 会 ： 令和 8 年 1 月 3 0 日 午前 1 0 時 5 5 分